

松 山 大 学 論 集
第30卷第4 - 2号抜刷
2018年10月発行

1930年代の会計イノベーションの研究：
Hatfield学説と Paton and Littleton 学説に依拠して

松 下 真 也

1930年代の会計イノベーションの研究： Hatfield 学説と Paton and Littleton 学説に依拠して

松 下 真 也

1. は じ め に

会計アプローチの歴史に焦点を当てると、非常に興味深い現象をみることができる。会計アプローチがシフトしたとされる年代に対する認識は、論者によって多少のずれがあるが、世界の会計学をリードしてきた米国の会計アプローチは、概ね、1930年代以降、資産負債アプローチから収益費用アプローチにシフトし、1980年代以降、収益費用アプローチから資産負債アプローチに再びシフトしたと考えられている。そして、近年、とりわけ2010年代頃を境に、資産負債アプローチに対する批判的意見が発せられるようになった。このことは、今後、資産負債アプローチから収益費用アプローチへの回帰を示唆している。これらの会計アプローチのシフトの背景には、米国で発生した経済危機が存在している。すなわち、1930年代以降、資産負債アプローチから収益費用アプローチにシフトした背景には、1929年のウォール街大暴落（Wall Street Crash）を発端とした世界恐慌がある。また、1980年代以降、収益費用アプローチから資産負債アプローチへのシフトを決定的なものとした背景には、1980年代に貯蓄貸付組合（Savings and Loan Association：S&L）の相次ぐ破綻を発端としたS&L危機がある。さらに、近年における資産負債アプローチに対する批判的意見の背景には、2008年のリーマン・ブラザーズ・ホールディングスの破綻を発端とした金融危機（いわゆるリーマン・ショック）がある。

これらの現象は、資産負債アプローチと収益費用アプローチは、いずれも投資家の意思決定に対して完全な情報を提供するものではなかった可能性を示唆している。つまり、ウォール街大暴落やリーマン・ショックは、資産負債アプローチが投資家に対して完全な情報を提供してこなかったために引き起こされた可能性がある。また、S&L危機は、収益費用アプローチが投資家に対して完全な情報を提供してこなかったために引き起こされた可能性がある。ただし、拙稿（2016）では、S&L危機時に問題視された会計処理は、そもそも収益費用アプローチに備わっている減損会計を適切に運用しないものであったことを明らかにした¹⁾。つまり、S&L危機は、収益費用アプローチが原因で引き起こされたというよりは、むしろ収益費用アプローチを適切に運用してこなかったことが原因で引き起こされた可能性がある。

このように考えると、今日において、収益費用アプローチの優位性を改めて検討する意義は大きい。そこで、本論文は、資産負債アプローチから収益費用アプローチへシフトした1930年代に時計の針を巻き戻し、1930年代に生じたとされる会計イノベーションが、会計情報の質にどのような変化をもたらしたかを検討する。

本論文は、資産負債アプローチと収益費用アプローチが提供する情報の質を問題としている。そこで、これらのアプローチが提供する情報を質的に検討し、この問題に対する答えを導き出すことが本論文の課題となる。なお、本研究は、会計アプローチにおける理論研究の深化に貢献するのみならず、今後の会計基準設定に貢献すると考えられる。

1) 拙稿（2016, 88-92）では、収益費用アプローチを提唱した Paton and Littleton（1940）を分析し、そこでは、キャッシュ・フローの減少または遅延の事実が生じた債権について、見積変更後の将来キャッシュ・フローを見積変更時点における市場利率で割り引いた現在価値（すなわち市場価格という意味での公正価値）で再評価する会計処理が提唱されていることを明らかにした。この会計処理を適切に運用していると、S&L危機の原因とされた SFAS No. 15 に基づく損失の繰延が生じることはない。つまり、S&L危機の原因とされた SFAS No. 15 は、収益費用アプローチに基づいた会計基準とは言えない。したがって、S&L危機は、収益費用アプローチの不適切な適用によって引き起こされたと考えられることができる。

ところで、近年、米国の会計史家（Accounting Historians）を中心に、資産負債アプローチと収益費用アプローチの質的研究が行われ、近年の会計基準設定主体による資産負債アプローチ重視の姿勢に対して、理論的観点に立った批判的意見が多く表明されている。そこで、本論文の第2節では、先行研究に基づいて、これらの批判的意見の理論的根拠を明らかにする。第3節では、本論文のリサーチ・デザインを提示する。その上で、第4節では、Hatfield学説とPaton and Littleton学説から本論文の問いに対して有益な知見を抽出する。第5節では、本論文の結論を述べる。

2. 先行研究レビュー

2.1. Baker (2017) における資産負債アプローチに対する批判的意見

Baker (2017) は、会計アプローチがFASBの概念フレームワークに与えた影響を歴史的観点から分析し、FASBによる資産負債アプローチ重視の姿勢に対して、批判的意見を表明している。

Baker (2017, 111) では、資産負債アプローチと収益費用アプローチに関する論争が、19世紀末のドイツにおける静態論と20世紀初頭にSchmalenbach (1919) が提唱した動態論のいずれを採用するかという論争に起源を持つことについて、次のように述べられている。

債権者保護と配当可能利益の決定に関する論争は、資産と負債、さらには純利益の測定に対して直接的な含意を有しており、会計理論における、いわゆる静態論（資産負債観）対動態論（20世紀初頭のSchmalenbach (1919) によって確立された収益費用観）という明確な論争となった。静態論（資産負債観）の基本的な前提は、すべての人的株式会社（human enterprise）は、限られた存続期間を有しているというものである。それゆえ、静態論（資産負債観）は、会社の潜在的な倒産を考慮する必要性を認識し、その結果、あたかも会社を清算したような結果を示す。この“架空の清算

(fictional liquidation)”概念は、資産を貸借対照表日の価値で評価することを要求する。その目的は、倒産した場合に支払う必要のある債務額を決定することにある (Richard 2005)²⁾

19世紀末のドイツにおける静態論(資産負債アプローチ)から動態論(収益費用アプローチ)への会計理論の移行は、定期的な配当支払(regular dividend payments)を望む株主からの圧力に影響を受けたものであった。この要求は、資産と負債の市場価値の変動と一致していない。静態論(資産負債観)とは対照的に、動態論(収益費用観)は、資産と負債を歴史的な原価で認識し、これらの資産を時の経過に従って配分することを基本としている(Hommel and Schmitz 2013, 331)。このアプローチに従うと、純利益は費用と収益の対応によって計算される。この収益費用観は、結果的には、20世紀の大部分の間の米国の会計理論の主要な基礎となった。

この引用によると、Baker (2017)では、静態論、資産負債観および資産負債アプローチは同じ文脈で使用でき、これらは、会社の資産と負債を貸借対照表日の価値(時価)で評価し、会社がその時点で清算したと仮定した場合に、支払う必要のある債務額に関する情報を提供する能力を有していると理解されている。また、Baker (2017)では、動態論、収益費用観および収益費用アプローチは同じ文脈で使用でき、これらは、資産と負債を歴史的な原価で評価し、これらの配分によって認識される収益と費用を対応させることで純利益を計算

2) Richard (2005, 830)では、「第一の貸借対照表(職業的資産が原価で評価およびリストアップされる在庫貸借対照表(inventory balance)-注、引用者)は、経営成績を測定するものとして設計されており、第二の貸借対照表(在庫貸借対照表に非職業的財産を加え、全ての財産が見積りも売却価値で評価された財産計算書(state of property)-注、引用者)は、倒産時の債務返済額(debt coverage)を測定するものとして設計されている。換言すると、第一の貸借対照表は倒産を防ぐために使用され(倒産回避のための貸借対照表(balance sheet as prevention))、第二の貸借対照表は、倒産時に債権者が返済されることを保証するために使用される(倒産回復のための貸借対照表(balance sheet as cure))。」と述べられている。これらのうち、第二の貸借対照表が、倒産した場合に支払う必要のある債務額を決定する目的で使用されると解釈できる。

し、望む株主に対して定期的な配当支払に関する情報を提供する能力を有していると理解されている。

先の引用によると、Schamalenbach (1919) によって提唱されたドイツ動態論が、米国における収益費用アプローチへのシフトの礎を築いたと考えられていた。Baker (2017, 111) では、このシフトに主要な影響を与えた者について、ドイツにおける資産負債アプローチと収益費用アプローチに関する論争に特に詳しく Littleton であると考えられ、Littleton (1929, 149-152) における次の主張が紹介されている。

価値は、物品の相対的重要性の主観的な見積りである。しかし、価格は、主観的な諸見積り間の折衷物であり、その物品が交換され得る貨幣量によって測定されたものである。…価値は、ある人の心の中においてのみ存在し得るものであり、それゆえに客観的に測定され得ない。…会計において“価値”という言葉が緩く使用されるのは、多くの場合において、企業における価値が原価を基礎としていること、すなわち、 $\text{価格} = \text{原価} + \text{利益}$ とみることに由来しているのかもしれない。事実として、 $\text{価格} - \text{原価} = \text{利益}$ である。…もし原価が未販売の在庫品を評価する適切な基礎であるならば、それが商品の価値を表現すること以外に理由がある。商品に対する投資額の表現として原価が受け入れられるのであり、それらの価値を表現しているからではない。原価は回収可能な支出であり、記録された価値ではない。…何が豊かさをもたらすかということは、将来の状況に依拠しているのであり、過去の活動ではない。

Baker (2017, 113) では、「Littleton (1929) は、“価値”は主観的概念であり、信頼性をもって測定し得ないため、財務諸表上、資産と負債を歴史的な原価で認識することを支持し、時価で認識することを棄却した。」と解釈され、「Littleton (1929) における収益費用アプローチと歴史的な原価主義の主張は、FASB が設

立される前の会計理論の実質的發展を提供した。」と分析されている。

このように、Littleton (1929) によって支持され、20世紀の長きにわたって米国会計の理論的基礎をなしてきた収益費用アプローチではあったが、FASBや現在のSECは、このアプローチを採用しなかった。このことについて、Baker (2017, 118) では、次のように論じられている。

資産負債アプローチに従うと、期首と期末に資産および負債の時価評価が行われ、純資産価値の変動分に基づく残余数値として利益が計算されることになる。他方、収益費用アプローチは、収益と費用の直接的な測定と認識を優先するため、貸借対照表は損益計算書の残余となる。収益費用アプローチと歴史的な原価会計が長期間にわたって遵守されてきたこととは対照的に、SECとFASBは、基準設定に利用するのは不適切であるとして、収益費用アプローチを否定した。この否定に対して与えられた理由は、損益計算を行うために、期首と期末における経済的豊かさが測定されるべきであるという会計理論上の議論に基づいたものであった（例えば、Hicksの損益計算アプローチ）(SEC 2003)³⁾このアプローチを採用すると、基準設定主体は、Sprouse and Moonitzと同様に、20世紀初頭にHatfieldとPatonによって主張された会計理論の考え方に依拠することになる。この理論的アプローチについて1920年代にA. C. Littletonが主張し、“価値”の測定は、信頼性をもって決定し得ない主観的な概念であるという理由で否

3) SEC (2003) では、「われわれは、特に目的指向制度の基準設定において収益費用観を使用することは、不適切であると信じている。会計基準設定において、基準設定主体は、検討中の取引クラスの根底にある経済的実質の会計原則を定義、確立しようとしている。既述のように、経済的観点からみると、利益は一定期間の豊かさの流れもしくはその変化を表している。最初に、期首の豊かさを理解することなく、その期間の豊かさの変動額を決定することは不可能である。“豊かさ”を特定することと同等の会計処理は、取引クラスに関連する資産と負債を識別することである。この豊かさの識別は、期中の豊かさの流れに由来する収益と費用を決定するための概念的アンカーとして機能する。歴史的な経験は、この概念的なアンカーが無ければ、収益費用アプローチは、その場しのぎで一貫性のないものになる可能性があることを示唆している。」と記述されている。

定されたもの (Littleton 1929, 150-152) を, FASB は見過ごした。実際, FASB は, 信頼性よりもレリバンスを優先している。信頼性は概念フレームワークにおいて最小化され, 同じものではないことを論証できる表現の忠実性に置き換えられている。

このように, Baker (2017) では, FASB や近年の SEC が資産負債アプローチを採用した根拠として, Hicks の所得概念との整合性があげられている。しかし, このような所得概念との整合性を重視することは, 20世紀初頭の会計理論, すなわち静態論に逆戻りすることになり, “価値” は主観的であり, 会計情報の信頼性が害されるという Littleton (1929) における主張が見見過ごされているとの批判的意見が Baker (2017) に示されている。

2.2. Basu and Waymire (2010) における資産負債アプローチに対する批判的意見

Basu and Waymire (2010, 122) においても, FASB が資産負債アプローチを採用してきたことが, 次のように指摘されている。

財務会計基準審議会 (FASB) は, その設立直後から, Paton and Littleton (1940) に集約される収益費用アプローチ (revenue-expense approach) を捨てて, 資産負債アプローチを採用した。Statement of Financial Accounting Concepts No. 6 (FASB, 1985) では, 資産と負債を定義することから始まり, 資産と負債の変動を反映するものとしての損益が, 副次的にのみ, 議論される。多くの FASB 基準は, この貸借対照表中心観 (balance-sheet primacy perspective) の強い影響を受けている。

この引用が示すように, Basu and Waymire (2010) では, FASB がそもそも資産負債アプローチを支持してきたと解釈されている。そして, この FASB に

よる資産負債アプローチ偏重の根拠と考えられているのが、設立当初から FASB のメンバーで、長期にわたって FASB の副議長を務めてきた Sprouse である。このことについて、Basu and Waymire (2010, 122-123) では、次のように指摘されている。

FASB の資産負債アプローチは、Robert T. Sprouse によって書かれた “Accounting for What-You-May-Call-Its” という、影響の大きかった論文に根拠がある (Storey and Storey 1998, 51-69)⁴⁾ Sprouse 博士は、FASB (1973-1985) の当初メンバーで⁵⁾ 長期にわたってその副議長を務め (1975-1985)、彼のアイデアが FASB のビジョンを形成した。SFAS No. 2 (FASB 1974) と SFAS No. 5 (FASB 1975) の移行に合意したことは、FASB が伝統的な “収益費用アプローチ” ではなく “資産負債アプローチ” 中心観に関与したことのシグナルであった (Zeff 2005, 20)⁶⁾ FASB の概念フレームワーク

4) 例えば、Storey and Storey (1998, 64) では、「これらの What-you-may-call-its 項目のいくつかは、審議会発足前の数年間に頻出した問題であったので、審議会のメンバーは、解決に必要なツールなしに、審議会が数年以内にこのような問題に直面しないことを確実にすることが必要不可欠であると考えようになった。彼らは、研究開発支出と同様のコストが将来損失の繰延額になるという経験を繰り返すことを気にしていなかった。彼らは、健全な財務会計基準の基礎を提供するための広範な概念フレームワークを手に入れることを望んでいただけでなく、必要とされる種類の概念について、いくつかの確かな考えを持っていた。」と記述されており、“Accounting for What-You-May-Call-Its” という論文が FASB のメンバーに対して、大きな影響力を有していたことが伺える。

5) FASB が、それ以前に米国における会計基準設定主体であった米国公認会計士協会 (AICPA) の会計原則委員会 (APB) の後任となったのが、1973年1月1日である。

6) Zeff (2005, 20) では、「FASB は、収益費用観が、自家保険積立金 (reserve for self-insurance) や仕訳上繰り延べられた貸方項目 (assorted deferred credits) といった、資産や負債の定義に合致しない難解な貸借対照表項目を永続させるということに難色を示していた。FASB の当初メンバーの1人である Robert T. Sprouse は、収益費用観に暗黙裡に存在するこの問題を説明するために、“Accounting for What-You-May-Call-Its” と題する論文を1966年10月に発行された Journal of Accountancy に書いた。審議会は、より良いアプローチは、取引が資産または負債を創出したかどうかを最初に決定し、その後で収益と費用を決定するものであると結論付けた。この資産負債アプローチが、FASB の概念フレームワークにおいて中心的な役割を果たすことになることが、これら2つの初期の基準 (SFAS No. 2 および SFAS No. 5 - 注、引用者) において示唆されていたのである。」と述べられている。

の大半が、将来の米国基準の設定において、このアプローチを遵守する Sprouse 博士の FASB テニユアによって記述された。Sprouse (1966) が、認識における現在の“資産負債”アプローチと測定における“公正価値”アプローチの形成要因であったので、われわれはその中心的議論を再評価する。

Basu and Waymire (2010) において、FASB の資産負債アプローチ重視の姿勢に大きく影響を与えたと考えられている Sprouse (1966, 45) では、次の主張が展開されている。

大半のアメリカ人にとって、会計学の最初の課題となるものの1つが、会計等式とその構成要素の性質（資産、負債および所有者持分）であった。多少異なる用語が使用されるか、あるいは、多少異なる方法で述べられているかもしれないが、会計等式の実質や基本的重要性に疑いを持たれることはなかった。つまり、資産は負債と所有者持分の合計額に等しいのである。実際、会計等式は真実主義であるが、それは非常に意味があり、有用なものである。財政状態計算書には、企業の資源とその資源に対する請求権が記載され、その差額が所有者持分となる。この基本的な会計等式の妥当性を認めるのであれば、全ての勘定は、必然的に、これら三つのカテゴリー（資産あるいは負債あるいは所有者持分）のいずれかに該当し、これら三つのカテゴリーに該当しないものが存在した状態で終了する会計分析は、必然的に誤っている。

つまり、Sprouse (1966) では、会計学の出発点は、 $\text{資産} = \text{負債} + \text{所有者持分}$ という会計等式であり、企業が保有する資源としての資産、企業が保有する資源に対する請求権としての負債、資産と負債の差額であり、企業の所有者の持分としての所有者持分という三つの項目に分類できない項目を生じさせる会

計、すなわち収益費用アプローチは、必然的に誤っているという主張が展開されている。

より詳しく説明すると、収益費用アプローチでは、収益と費用の適切な対応を最重要の課題として会計上の認識および測定を行う。それゆえ、貸借対照表は、支払手段、支出・未費用、支出・未収入、収益・未収入を借方項目すなわち資産、収入・未収益、収入・未支出、費用・未支出および当期純利益を貸方項目すなわち負債および所有者持分として記載する（新田 1999, 37）。これらについて、借方項目では、支払手段と将来企業への収入を惹起する支出・未収入や収益・未収入は、企業の資源として問題なく受け入れることが可能である。また、貸方項目では、将来企業からの支出を惹起する収入・未支出および費用・未支出、さらには所有者に対する分配の原資になり得る当期純利益については、債権者に帰属する請求権と株主に帰属する請求権とに再分類可能であるため、債権者持分および所有者持分として受け入れることが可能である。しかし、支出・未費用の中には、例えば研究開発費支出や繰延資産といった、企業の資源としての性格が疑わしいものも存在する。同様に、収入・未収益の中には、例えば繰延ヘッジ損益（収益）といった、企業資産に対する請求権としての性格が疑わしいものも存在する。それゆえ、Sprouse（1966）では、貸借対照表における資産、負債および株主持分の性格と整合性を持たない項目（いわゆる What-You-May-Call-Its 項目）を生じさせる収益費用アプローチが批判される。

ところで、Sprouse（1966）の収益費用アプローチに対する批判について、Basu and Waymire（2010, 123）では、次のように反論されている。

Sprouse（1966, 45）は、2つの典型的な主張を行っている。第1に、会計の基礎は、 $\text{資産} = \text{負債} + \text{持分}$ という伝統的な貸借対照表アイデンティティにある。第2に、貸借対照表アイデンティティが正当性を有するのであれば、それは、資産および負債の定義に矛盾する貸借対照表項目は誤っている。

この Basu and Waymire (2010) の反論の根拠は三つある。第一の根拠は、Sprouse (1966) は必要条件と十分条件を区別できていない点で論理エラーを起こしているというものであり、次のように論じられている (Basu and Waymire 2010, 124)。

彼の主張を行うにあたって、Sprouse は必要条件と十分条件を混同している。彼は、貸借対照表アイデンティティの侵害は、借方合計が貸方合計に一致しないことを示唆するため、そのアイデンティティを侵害する複式簿記は誤っていると確かに主張している。しかし、これは、資産、負債および持分の所与の分類に対する正確性のチェック機能を有する記録システムとして (Ijiri 1975)、長期にわたって認識されてきた複式簿記の価値を再び主張しているに過ぎない。しかし、Sprouse の提案は、ある分類スキームが他よりも良いかどうかについて何も言っていない。取引の仕訳や転記を行う際に、会計人が複式簿記に従っている限り、いかなる資産、負債および持分の定義に対しても貸借対照表アイデンティティが保持される。さらに、これら3つのカテゴリだけから貸借対照表が構成されるべきであるということは、自明の理ではない (*far from self-evident*)。

第二の根拠は、Sprouse (1966) が参照する証拠は、実際には、彼が過ちを明らかにしようとする主張を支持するもの、つまり、財務諸表利用者は、主として損益計算書を重視しているというものであり、次のように主張されている (Basu and Waymire 2010, 124-125)。

Sprouse は、投資家が貸借対照表情報を第一に必要としていることを提案する際に、2つめの解釈エラーを起こしている。Sprouse (1966, 45) は、投資家には資産および負債の情報を得ようとする者もいるという自分の主張を支持するために Graham and Dodd 著 *Security Analysis* から“安全性”

の定義を引用している。しかし、Sprouse は、投資家の安全な投資に対する関心が貸借対照表に重点を置く、より良い会計の正当な理由になることを推論する際に、この古典的な教科書を単純に誤解している。Graham and Dodd は収益力を用いて“安全余裕率 (margin of safety)”を測定し、その計算に彼らは貸借対照表を用いていない。さらに、この書物のより広範な部分において、Graham and Dodd が貸借対照表よりも損益計算書に重点を置いていることが明らかにされている。換言すると、Sprouse の貸借対照表中心観の主張は、彼が自分の考えを支持するために引用した正にその教科書によって、完全に棄却されるのである。さらにいうと、Horngren (1955) は、以前に、財務アナリストは自分の投資分析を行う際に、圧倒的に損益計算書に焦点を当てたことを文書にしてきた。

第三の根拠は、資産負債アプローチは、複式簿記に基づく会計と利益を追求する企業の経済的機能との直接的な繋がりを侵食する分類的複式簿記 (classificational double-entry bookkeeping) に基づく会計システムへと導くというものであり、次の議論が展開されている (Basu and Waymire 2010, 125)。

3つめの問題は、捉え難いが、はるかに重要である。Sprouse の貸借対照表中心観は、分類的な複式簿記に基づく会計フレームワークを必然的に提案する。そのような体系は、交換に伴う資源の増減が同時に貸借に仕訳される時に認識される因果関係を無視している (Ijiri 1975, 80-84)⁷⁾ 分類的

7) Ijiri (1975, 81) では、このように交換に伴う資源の増減が同時に貸借に仕訳される時に因果関係を認識する簿記を、特に因果的複式簿記 (causal double-entry bookkeeping) と呼び、「複式簿記のもう一つのケースは、因果的複式簿記と呼ばれるものである。この場合には、増分(借方)の価額が減分(貸方)の価額に等しいと考えて、例えば(借方) 棚卸資産 100 ドル、(貸方) 現金 100 ドルと記録される。ここでは、同じ材が二つの観点から分類されたわけではない。この記入には、明らかに現金と棚卸資産という異なる材が含まれている。両者が結合されたのは、この増分と減分の間にある因果関係によるのである。ここで借方と貸方に同額が記入されるのは、交換における増分の価額を減分のそれに等しいと考える歴史的な原価主義によるものである。」と説明されている。

な複式簿記は、不確実で、かつ、知識にコストがかかる世界において利益を生み出す取引機会を発見するという企業の経済的機能についての会計測定を許さない (Coase 1937; Hayek 1945, 1968)。損益計算に焦点を当てる歴史的な原価会計システムは、他の企業および他の経済主体と競争を行う際に、企業がより良い意思決定を行うことを支援するように、何百年もの間発展してきた (Mises 1952; Ball 1989)。利潤を追求する交換取引を通じて創造された価値よりも貸借対照表測定を重視することは、他の組織との競争における企業の生存を害することになるため、ひどい過ちである。すぐに会計システムが企業の“ビジネスモデル”を反映しなくなるのと同時に (Dichev 2008)⁸⁾、会計システムが繁栄した市場経済をサポートする良い取引や生産的な分業 (division of labor) を促進させなくなってしまうことが、さらに大きな問題となる (Smith 1776)。

以上でみてきた Basu and Waymire (2010) における資産負債アプローチ重視の姿勢に対する批判的意見は、次のようにまとめることができる。すなわち、第一に、Sprouse (1966) が批判した収益費用アプローチによる場合でも、財務諸表数値が複式簿記記録に依拠している限り、貸借対照表等式は成立す

8) 例えば、Dichev (2008, 459-460) では、「前述の考え方を別にすると、貸借対照表アプローチの主たる問題は、企業の成功と価値創造の中心的役割を果たすビジネスモデルとビジネスの成果の概念については、ほとんど何も語らないということである。貸借対照表アプローチは、所与の資産価値を、企業において行われている方法から分離した価値の貯蔵分として扱い、企業の成功と価値にとって重要な営業から注意をそらす。対照的に、損益計算書モデルは、その性質上、企業の営業に焦点を当て、事実として、静的な資源の積み重ねからではなく、リスクを抱えたこれらの資源を継続的にビジネスモデルの実行に使用することから企業の価値は生じる。損益計算書モデルは、企業の成功が現実の営業において決定されることを明確に示している。すなわち、企業は、外に出て、顧客や市場をその商品やサービスと結びつけなければならない、また、そこでは、企業が提供するものを買う、支払いを行うことによって、企業のビジネスモデルの究極的な検証を行うのは顧客である。顧客への販売が企業のビジネスモデルの決定的な検証となるということが、利益計算過程において認識されており、そこでは、収益の認識が必ず先にあり、それが、その後の費用と利益の認識のトリガーとなる。対照的に、貸借対照表モデルは、例えば公正価値会計における売却価値評価のように、企業価値が、あたかも資源の貯蔵分の価値から生じているように見せる。」と主張されている。

る。それでもなお、資産負債アプローチが収益費用アプローチよりも優れていると主張するのであれば、その根拠が必要である。第二に、Sprouse (1966) は資産負債アプローチの優位性を主張するために、Graham and Dodd (1934) を参照しているが、本書は、貸借対照表よりも損益計算書に重点を置いた議論を展開しており、Sprouse が資産負債アプローチの方が優れていると主張する根拠は棄却される。第三に、収益費用アプローチを棄却し、資産負債アプローチを重視する場合、Ijiri (1975) で分析されている分類的複式簿記の採用へと繋がり、これを採用する場合、利潤を追求する交換取引を通じて創造された価値よりも貸借対照表測定を重視することになり、財務諸表が企業の“ビジネスモデル”を反映しなくなり、繁栄した市場経済をサポートする良い取引や生産的な分業を促進させなくなってしまう。

これらの批判的意見のうち、第一と第二の批判については、Sprouse (1966) に示される見解について、会計学上の解釈が十分ではない、または、誤っていることを指摘したものである。確かに、Basu and Waymire (2010) におけるこれらの批判的意見は、的を射ている。しかし、Sprouse (1966) が書かれた当時において、貸借対照表の機能を回復させることに注目が集まっていたことは事実であろう。また、当時、Sprouse (1966) の解釈が誤っていたと気付いた会計研究者が存在していたとしても、FASB や今日の SEC は資産負債アプローチを採用していたとも考えられる。それゆえ、Basu and Waymire (2010) において、第三の批判が最も重要なものと主張されているように、第一および第二の批判的意見の重要性は相対的に低い。しかし、Basu and Waymire (2010) における第三の批判は、財務報告の実質的意義に関するものであり、その重要性は相当程度に高い。

2.3. 本論文の課題

以上の先行研究の分析により、本論文の問いに関する2つの重要な主張が展開されていることが明らかになった。一つは、Baker (2017) において明らか

にされたことであり、Hicksの所得概念との整合性があるとされる資産負債アプローチを重視する場合、20世紀初頭の会計理論、すなわち静態論に逆戻りすることになるというものである。いま一つは、Basu and Waymire (2010)においてDichev (2008)を引用して明らかにされたことであり、分類的複式簿記との親和性を有する資産負債アプローチを重視する場合、財務諸表が企業の“ビジネスモデル”を繁栄しなくなるというものである。

19世紀から20世紀にかけて、会計理論がどのように発展したかを明らかにすることで、これらの批判的意見の是非を問うことができよう。そこで、本論文は、20世紀初頭の資産負債アプローチ（静態論）から1930年代にかけての収益費用アプローチ（動態論）へのイノベーションが会計情報にどのような差異をもたらしたか、という問題を明らかにすることを課題とする。

3. リサーチ・デザイン

本論文は、20世紀初頭の資産負債アプローチ（静態論）から1930年代にかけての収益費用アプローチ（動態論）へのイノベーションが、会計情報の質にどのような差異をもたらしたかを明らかにすることを課題としている。そのために、会計学説を対象とする。このように会計学説を対象とする理由は、Baker (2017, 110)において次のように指摘されるように、一般に、イノベーションが生じたとされる1930年代前後において、当時の会計実務を代表すると考えられる統一された会計基準あるいは原則が米国に存在していなかったからである。

19世紀末期および20世紀初頭において、米国企業の会計実務は、実に多様性を有していた。つまり、財務報告の概念や原則と考えられる合意が全く存在していなかった。実際、20世紀初頭の会計理論は、Sprague (1908), Hatfield (1909), Paton (1922) その他の会計学者や会計研究者によって書かれた多様なテキストや論文から成立していた。これらの著者が影響力を

有していた一方で、彼らの著作は規定によって制定された財務会計の諸概念や諸原則を導き出さなかった。1930年代の証券法（The Securities Acts）の可決、米国公認会計士協会（AICPA）の実務委員会（Committee on Accounting Procedure）の成立まで、規定によって制定された財務会計の諸概念や諸原則を作成するための努力は行われず、その後でさえも、1959年の会計原則審議会（Accounting Principles Board）が出現するまで、この目的に対する現実のステップが踏まれることはなかった。

また、会計学説を分析することは、1930年代前後の会計アプローチを分析する上で効率的であるという理由もある。なぜならば、様々な基準設定主体が公表している概念フレームワークや、それをベースに設定された会計基準は、各利害関係者団体の意見を反映して、その背後にある原理が見えにくくなっていることも多いからである。

これらの理由から、本論文では会計学説を分析対象とするが、特に20世紀初頭の資産負債アプローチを分析するための素材を Hatfield (1909) に求めたい。桑原 (2008, 42-43) によると、「Hatfield は20世紀初頭を代表するアメリカ会計論者である。彼の著作である *Modern Accounting* (1909) は、先に挙げた Cole の *Accounts* (1908) と並んで20世紀初頭のアメリカ会計文献における代表的な業績の一つであり、同著はその後何度も版を重ね、改訂版である *Accounting: Its Principles and Problems* が1927年に出版されるまで、おおよそ38,000冊が売れていた。…同著は従来の記帳技術といった詳細な簿記手続きを中心に説明していたテキストとは異なり、当時の企業合併運動といった経済状況における会計問題も考察していた点で、まさに現代的な株式会社会計の出発点として解釈することができる。」と評価されている。また、Hatfield は、収益および費用は資本勘定の低位勘定であり、正味の豊かさの当期変動額であるため、損益計算は単に資産評価の別の側面に過ぎないと考え、稼得プロセスと収益や費用といった概念を無視していると分析されている (Previts and Merino

1998, 211; Baker 2017, 112)。それゆえ、Hatfieldは、資産負債アプローチ支持者であり（Baker 2017, 112）、Hatfield（1909）は、当時の資産負債アプローチを分析する資料として最適なものと考えられる。

他方、本論文では、特に1930年代以降の収益費用アプローチを分析するための素材をPaton and Littleton（1940）に求めたい。伊藤（2018, iii）では、「世界の会計学を牽引してきた米国に焦点を当ててみると、20世紀前半のイノベーションといえば、1940年に公刊されたペイトン＝リトルトン（W. A. Paton & A. C. Littleton）のAn Introduction to Corporate Accounting Standards（『会社会計基準序説』）というのが共通認識だろう。同書は世界の会計人にとっての共有財産と評しても過言ではない。」と評価され、『序説』は従来の財産法的な評価論に代えて、当時の会計実務を発生主義に基づく努力と成果との対応による適切な損益計算として体系化した点にその偉大な功績がある。そこでは「適切な」収益と費用との対応を確立することに主眼が置かれている。また、Dichev（2008, 455）では、「歴史的に、財務報告の損益計算書観（収益費用アプローチ－注、引用者）が、会計学上、支配的であった。20世紀前半までに、このアプローチは、会計理論と実務にしっかりと組み込まれ、後に“世紀の会計書”と称された著しく影響力の大きい著作であるPaton and Littleton（1940）において、その要約が記された。この本が損益計算書の概念や諸問題を中心に構築されており、貸借対照表は状態に関する劣後的なものと考えられているため、今日この本を振り返ることは、大変興味深く有益である。」と賞賛されている。それゆえ、Paton and Littleton（1940）は、当時の収益費用アプローチを分析する資料として最適なものと考えられる。

なお、一般に、資産負債アプローチと収益費用アプローチという言葉は、利益に対する接近法として解釈されている（FASB 1976, par. 33）。それゆえ、本論文もまた、20世紀初頭の資産負債アプローチ（静態論）から1930年代にかけての収益費用アプローチ（動態論）へのイノベーションが、利益の計算構造にどのような差異をもたらしたかという点に焦点を当てる。そこで、Hatfield

(1909) に示される資産負債アプローチにおける利益の計算構造と Paton and Littleton (1940) に示される収益費用アプローチにおけるそれを分析する。

4. 会計学説の分析

4.1. Hatfield (1909) における利益の計算構造

Hatfield (1909, 1) では、「代数との当初からの関係性にふさわしく、複式簿記は、ある等式から出発するのである。」と述べられ、次のように、等式が導出されている。

ある人が所有する様々な財の価値 = その人の豊かさの金額

あるいは、より短い言葉でいうと、次の通りとなる。

財 = 資本主持分

そして、Hatfield (1909, 1-2) では、この等式を構成する右辺と左辺について、次のように説明されている。

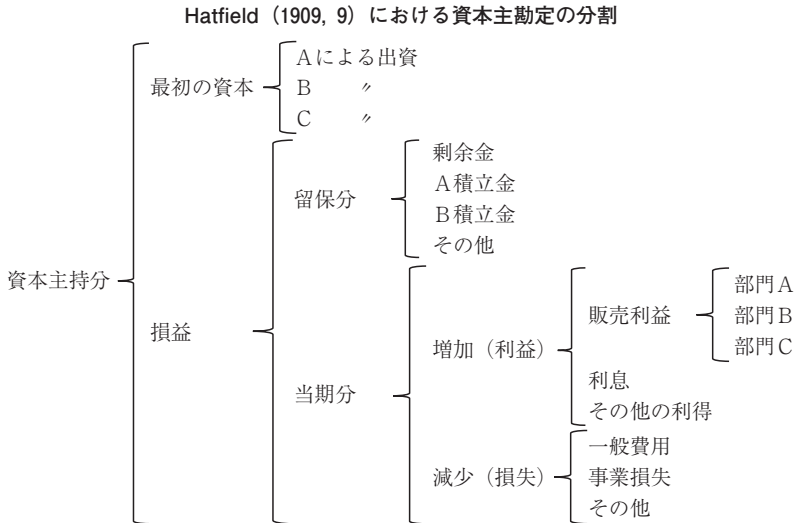
財とは、ここでは価値が凝着する有形・無形のすべてのものという経済学的意味において使用されている。それゆえ、この等式の左辺は価値を有する全所有物についての完全なリストもしくは目録を示しており、右辺は資本主持分の総額、すなわち、資本もしくは資本主の正味の現在の豊かさ (net present worth of the proprietor) を表現している。

なお、Hatfield (1909, 8) によると、この等式の左辺における「財は、積極財と消極財に分けることができる」とされる。それゆえ、この等式の左辺は、積極財としての資産と消極財としての負債を包含する概念であると解釈できる。そこで、以下では、財産としての正の財と債務としての負の財を包含するものとして、資産という言葉を使用する。

他方、Hatfield (1909, 8) によると、この等式の右辺は、つぎのように説明される。

最初の、そして最も明白な区分は、企業の最初の資本とその後の増減の間を区分すること、すなわち、資本と損益を区分することである。この区分は、企業の成功の程度を指し示しているため、基本的に重要である。成功の尺度は、当初の資本に対する1年間に得られた利益の割合で表現されるため、損益勘定は、通常は名目 (temporary) 勘定となる。各会計期末末に、利益は、主勘定としての資本主勘定に加算され、帳簿から抹消される。会計期間中、損益勘定は、正味の豊かさを減少させる項目とそれを増加させる項目、すなわち、費用あるいは損失を表す勘定と収益を表す勘定に再分割される。

そして、Hatfield (1909, 9) では、このような区分を示すものとして、次の図が示されている。



この図は、利益が留保利益と当期利益から構成されること、さらには、当期利益は、販売利益、利息およびその他の利得から構成される利益と、一般費用、事業損失およびその他から構成される損失を構成要素としていることを意味している。それゆえ、これらの項目が利益の構成要素となる。このように、Hatfield (1909) の利益概念は、過去に得られた利益の留保分を含んでいる点において特徴的である。ただし、Hatfield (1909) の利益概念については、桑原 (2008, 235-240) において既に検討されているため、本論文の議論の対象とはしない。

Hatfield (1909, 197) では、利益の計算構造について、次のように説明されている。

損益勘定は資本勘定の一区分に過ぎず、正味の豊かさの当期変動分を表しているので、財の諸勘定との関係が最も重要であることは明らかである。特定の例外は後に示されるが、資産の正味の価値のいかなる変動分も損益勘定に反映されなければならない。したがって、既述のいかなる取引も、あるいは資産の帳簿価額に影響する諸取引を多少なりとも正確に反映するいかなる簿記上の見積もりも損益勘定に示されなければならない。財の諸勘定における変動分は、単なる交換による変動だけでなく、事業による変動も示しているため、通常の場合においては、最終的に損益勘定へ振り替えられる諸項目に含まれる反対記入がされなければならない。

このように、Hatfield (1909) において、利益は、資産を評価する別の側面として計算される。つまり、Hatfield (1909) における利益の計算構造は、資産価値の評価に依存しているということが出来る。そこで、Hatfield (1909) の資産評価論が問題となる。Hatfield (1909) における資産評価論は、概ね、流動資産は時価で評価し、固定資産は原価もしくは未償却原価で評価するというものである (Hatfield 1909, 81-82)。例えば、有形固定資産は原価または未償

却原価で評価され (Hatfield 1909, 86-89), 商品は時価 (present market value) で評価される (Hatfield 1909, 101)。そして, このような資産評価により, 最初の資本を除く純資産が増減した場合は, その増減分が損益として認識される。

このように, Hatfield (1909) における利益の計算構造は, 資産評価に依存している。そして, Hatfield (1909) における資産評価は, 流動資産は時価で評価し, 固定資産は原価もしくは未償却原価で評価するというものであった。それゆえ, どのような資産でも, その評価額を一意に決定できるように思える。しかし, 個々の資産に目を向けてみると, その評価額に多くの見積もりを含む資産も存在する。その一例がのれんである。

Hatfield (1909, 108) では, 次のように述べられ, 買入のれんのみが, その原価を限度として, 会計上, 資産として認識されるべきであると主張されている。

目録に記載するのれんを評価する際に, その価値は, 原価を限度とすることが厳守されなければならない。目録に記載する価値を原価に制限することは, 一般的適用というよりはむしろ, 評価される財が無形である場合に特に重要となる。何の支出を要すること無しに宝物を発見した場合, その宝物を目録に記載することに反対する者はいない。しかし, 支出が生じなかったのれんは, 厳格に排除されなければならない。したがって, のれんの購入者がそれを彼の資産に含めることは合理的であると認識されているが, 非論理的であるかもしれないが, 会計実務は, のれんを創出した企業が, いつでも高額に販売できる顧客リストの価値を貸借対照表に計上することを厳格に禁止している。

このように自己創設のれんを排除し, 買入のれんのみを資産として認識する理由について, Hatfield (1909, 108-109) では, 次のように説明されている。

つまり、性質上曖昧で、かつ、評価額を検証することが困難なのれんについては、その過大評価を防ぐために、機会主義的な見積もりとなりがちな自己創設のれんを排除し、その可能性が少ない買入のれんのみが資産として認識される必要がある。

この保守的な制限（買入のれんのみを資産として認識するという制限—注、引用者）は、有害な過大評価を避けるために疑いの余地もなく必要である。人間は本質的に、特に自分の所有物を見積もる際には、急に機会主義的になる。通常の場合、少年にとってのジャックナイフ、市民にとっての祖国、父親にとっての子供達は、他人のものである場合よりも少し良く見積もられる。ある人の企業資産の評価において、それと同じ現象が生じており、企業取引において、そのような過大評価が他人を出し抜く手段になるかもしれないという事実から、自分の所有物を過大に評価する自然本能があると考えられている。価値を検証することが難しくなるにつれて、鑑定された価値に制限を加えることが慣習となる。明確な価値を体現する現金は、原価が全く生じなかったとしても目録に記載される。上場証券や商品 (commodities) は、その（市場の—注、引用者）権威に基づいて、原価を超過したとしても、時価で記載される。しかし、のれんは、その曖昧な性質と評価額を検証する難しさから、購入されていない限り、除外される。

しかし、買入のれんであっても、それを識別すること、および、その原価を測定することが困難な場合がある。このことについて、Hatfield (1909, 109) では、次のように論じられている。

しかし、のれんの購入が実際にあったか否かを決定することは容易だとは限らず、仮に決定できたとしても、いくら価格が支払われたかを決定す

ることは容易ではない。株式会社が有限会社や他の株式会社を取得する際に、その取得にもっとも多く利用される手段は、現金ではなく、株式である。一般に、株式の額面金額が有形資産の価値を超過する場合、その差額が買入のれんの価値を表すか、それとも、発行された株式の割引分かを決定することは、時として難しい。通常、アメリカの実務では、会計人は、取得された有形資産が、そのために発行された株式の価値を下回っている場合は、常にのれんが存在することを仮定してきた。

このように、株式を対価とした企業の合併が行われる場合、当時の米国会計実務では、被取得企業の所有者に対して交付された株式の額面総額と、被取得企業の有形固定資産の価値との差額として、のれんが認識されていたことを Hatfield (1909) は明らかにしている。この会計処理について、Hatfield (1909) では、当時の米国の会計実務がそうであったように、その差額の全額を買入のれんの価値として認識するか、または、その差額の何割かを買入のれんの価値として認識するかを決定することは難しいと考えられている。なぜならば、被取得企業の所有者に対して交付された株式の額面金額が、その株式の価値を表しているかどうかは分からないからである。

そこで、Hatfield (1909, 111) では、のれんの認識について、次の提案を行っている。

のれんの評価が正当化される1つの理由は、事業に投下した資本額に対する正常収益率以上の利益を、それを取得した者にもたらすからである。そのような投資から生じる正常利益率に対する余剰は、不確実ではあるが、一定の利息が生じるような投資 (uncertain annuity) であり、その価値は、(1) 毎年の発生額、(2) その譲渡可能性、および(3) それが続続するであろう期間の長さによって決定される。一般に、超過利益額は、過去の経験の記録に基づいて行われ、そののれんを売却しようとする企業または株式会社

の勘定に基づいて決定される。

つまり、ここで提案されているのは、買入のれんを、その対価によって測定するのではなく、(1)毎年の超過利益額、(2)超過利益が他の企業において機能する可能性、および(3)超過利益の継続期間を計算要素として、買入のれん自体の価値を見積もるというものである。

そして、(1)毎年の超過利益額の決定方法について、Hatfield (1909, 111-112)では、次のように説明されている。

資本化される (to be capitalized) 超過利益額を決定するにあたっては、2つの異なる方法が利用される。ひとつは純利益全額を資本化される金額とする方法であり、もちろんその利益は、正に純利益であり、減価償却およびその他の費用が差し引かれたものであり、この資産計上額から有形資産の価値が差し引かれていることが確認されなければならない。…いまひとつは、純利益から実際投下資本額に対する正常利益率を差し引いて計算する方法である。

また、(2)超過利益が他の企業で機能する可能性について、Hatfield (1909, 112)では、次のように説明されている。

超過利益の譲渡可能性は、非常に多様化していることがポイントである。弁護士、医者、あるいはその他の専門職の場合、いかにその顧客達が純粋に個人的なものであるかが常に問題となる。他方、路面電車の排他的フランチャイズは明らかに譲渡可能である。資本主の私的要素が利益創出要因を決定する程度に大いに基づいて、これら2つの限界間で、評価の余地がある。

さらに、(3)超過利益の継続期間について、Hatfield (1909, 112) では、「年度超過利益の持続期間は2つの要因に基づいて決定される。すなわち競争との関係と一般的な景気との関係である。」と説明されている。

要するに、株式を対価として他の企業を取得（合併）する場合、(1)純利益全額もしくは業界平均を超える利益額によって見積もられた毎年の超過利益額を、(2)取得した事業の私的要因をリスク要因として調整し、(3)その企業が置かれた競争の状況と一般的な景気動向によって見積もられた超過利益の継続期間をインプットとして、買入のれんが見積もられる。つまり、おおよそ、次のような式によって、買入のれんの価値が見積もられる。

$$\begin{aligned} \text{買入のれんの価値} &= (1)\text{毎年の超過利益額} \\ &\times (2)\text{超過利益が他の企業で機能する可能性} \\ &\times (3)\text{超過利益の継続期間} \end{aligned}$$

ここで、Hatfield (1909) で論じられている買入のれんの評価方法は、対価が現金である場合と、対価が株式である場合とで、評価の方法が異なる点に注目しなければならない。すなわち、前者の場合、取得の対価である現金が買入のれんの評価額を決定しているのに対して、後者の場合、取得した買入のれんの価値が独立して見積もられ、その価値が取得の対価の決定要因となっている。これをより明確に示すために、諸資産のみを構成要素とする企業を取得した場合に行われる仕訳を例に、これらの違いをより明確にする。

まず、現金を対価として企業を取得した場合、次の仕訳が行われる。この仕訳では、現金の金額であるCと諸資産の金額であるAとの差額として、買入のれんのコストであるBが決定される。つまり、取得に要した対価が取得した財の価値を決定するという関係にある。

(諸資産) A (現金) C
 (買入のれん) B

他方、株式を対価として企業を取得した場合、次の仕訳が行われる。この仕訳では、諸資産の金額である A と既述のインプットによって見積もられた買入のれん金額である B との合計額として、資本金の金額である C が決定される。つまり、取得した財の価値が取得に要した対価を決定するという関係にある。

(諸資産) A (資本金) C
 (買入のれん) B

これらの関係は、取得に要した対価が何であるかによって、取得した財の価値が変動することを意味している。また、それ以前に、取得に要した対価が株式である場合は、買入のれんの価値を見積もるためのインプットをどのように決定するかによって、財の価値が変動することを意味している。まさしく、Littleton (1929) において「“価値”は主観的概念であり、信頼性をもって測定し得ない」と指摘された通りである。

なお、当初認識後の買入のれんの会計処理について、Hatfield (1929, 117) では、次のように説明されている。

最も満足いく方法は、それが不確実な資産であり、さらに、法的には要求されないにも関わらず、(いくぶん強制的にのれんをこの区分に含めるのであるが) 固定資産の減価償却が保守主義という理由で正当化されるため、のれんを評価時点における年数で消却する (write off) ことである。そして、のれんの評価が誤っていること、つまり、のれんが簿価ほどの価値を有していないことが明らかな場合、最も良い方法は、Dicksee によっ

て提唱された調整方法、すなわち、その価値の減少分を、利益からではなく、資本の控除分とする方法である。

つまり、当初認識後ののれんは、(3)超過利益の継続期間を耐用年数として償却され、帳簿価額が買入のれんの価値を有していないことが明らかとなった(買入のれんの減損が明らかになった)時点で、その価値まで帳簿価額を引き下げる。ただし、その相手勘定は資本となる。つまり、次のような会計処理が行われる。

償却時：

(買入のれん償却) XXX (買入のれん) XXX

帳簿価額 > 買入のれんの価値である場合：

(資本金) XXX (買入のれん) XXX

これらの会計処理において、買入のれんの価値が減損している場合、減損損失を認識するのではなく、資本金に直接借記する点では、今日において、かなり特徴的であるかもしれない。しかし、それよりも重要なことは、当初認識後は、買入のれんの帳簿価額が、評価時点の価値見積額以下で測定されていることである。つまり、取得時の対価に関わらず、当初認識後の帳簿価額の評価では、(1)毎年の超過利益額、(2)超過利益が他の企業で機能する可能性、および(3)超過利益の継続期間をインプットとした買入のれん価値の見積が、大きな役割を果たしている。

4.2. Paton and Littleton (1940) における利益計算の構造

Paton and Littleton (1940, 10) では、「原価価格、取替価格あるいは売却または清算価格ではなく、収益力こそが、企業価値 (enterprise value) の重要な基礎なのである。」という認識に基づいて、次のように損益計算書の重要性を

主張する。

それゆえ、損益計算書が、最も重要な会計報告なのである。この計算書によって原価 (cost) と収益 (revenue) との継続的な流れの一区分が、利用可能な資源を運用する経営者の効率性を示すものとして利用可能になる。この目的を果たすには、損益計算書は、関連した一連の報告書の1つとして作成されなければならない。すなわち、それらの要素が長期的な利益の流れを修正することに役立つので、損益計算書は、すべての特別および非経常損益を認識することを怠ってはならない。

Paton and Littleton (1940) における利益計算の構造を論じるために、まず、先の引用の「原価と収益との継続的な流れ」の実質的な意味を明らかにしておきたい。もちろん、原価は支出を意味している。他方、収益について、Paton and Littleton (1940, 47) では、「資産という観点から表現すると、企業の収益は、究極的には、商品であるかサービスであるかに関わらず、事業の生産物と引き換えに生じる、顧客あるいは得意先からの資金の流れ (flow of funds) を意味する。」と説明されている。それゆえ、Paton and Littleton (1940) における「原価と収益との継続的な流れ」は、実質的には、支出と収入の継続的な流れを意味している。

先の引用が示すように、この収支の流れの一区分を用いて、損益計算書が作成される。その意義について、Paton and Littleton (1940, 14-15) では、次のように説明されている。

企業活動の流れは長く継続し、最終的な結末は将来の活動に依存している。しかし、最終的な結果を待つて意思決定が行われるわけではなく、経営者、投資家、政府、および全ての利害関係者は、成し遂げられた進捗を測定するために、時々“試験的鑑定 (test readings)”を必要とする。会計

学的には、われわれは、ある一定期間に“メーター”を通過した原価と収益を期間的に対応させることによって、これらの試験的鑑定を提供しようと試みる。この目的のために、原価と収益のデータが選定されるのは、取引の取得価額（acquisition price-aggregates）と売却価額（disposition price-aggregates）を分析することが、生み出された成果とそれを生み出そうとする努力を比較するのに有用であると考えられるからである。

この引用が示すように、取引において認識された収入（売却価額）と支出（取得価額）の流れから、ある会計期間に割り当てられる収益を選び出し、この収益と期間的に対応する原価（費用）を選び出して、損益計算が行われる。このように、収益認識が費用認識に先行する理由について、Paton and Littleton (1940, 23) では、次のように説明されている。

収益とそれに対応させられる価額の流れとしての費用（expense）の概念は、収益が収益を発生させるプロセスの目的であることを意味している。換言すると、企業は、利益を創出するための組織であるとみられている。この仮定の妥当性に疑問を呈する者は、あまりいないであろう。利益を生み出すという願望が、全ての通常の商業事業の確かな特徴である。仮に、事業が政府によって運営されている場合、通常は利益を最小化すると動機づけられるが、この場合においても、原価を差し引く対象である収益を生み出すために原価が発生していると考えerことは合理的であり、業績は、このような対応の過程によって判断されなければならないことは真実である。

なるほど、企業において、収益を生み出すことが原価を発生させる動機になっている以上、努力に対する成果を見積もるのではなく、成果に対して努力を対応させる必要がある。なお、先に指摘したように、Hatfield (1909) では、

商品は時価で評価され、取得時の原価（もしくは帳簿価額）と時価との差額が利益の構成要素となる。この場合、発生した原価に対する収益が時価で見積もられている。しかし、発生した原価（努力）に対する収益（成果）を見積もることは、実際の業績を測定することにはならない。このことについて、Dichev（2008, 460）では、次のように説明されている。

企業は、外に出て、顧客や市場をその商品やサービスと結びつけなければならず、また、そこでは、企業が提供するものを買ひ、支払いを行うことによって、企業のビジネスモデルの究極的な検証を行うのは顧客である。顧客への販売が企業のビジネスモデルの決定的な検証となるということが、利益計算過程において認識されており、そこでは、収益の認識が必ず先にあり、それが、その後の費用と利益の認識のトリガーとなる。

このように、Paton and Littleton（1940）において、取引において認識された収入と支出の記録の中から、「事業の生産物と引き換えに生じる、顧客あるいは得意先からの資金の流れ」としての収益と、それに対応する支出である費用を選定し、これらの差額として利益が計算される。そして、このように計算された利益が、生産物の対価から生じた正味の収入となり、これと収益と費用の選定から漏れた収入と支出から貸借対照表を構成する。この利益計算の構造を図示すると、次頁のようになる。

この図が示すように、貸借対照表の借方は、支払手段と「将来の収益に対して原価もしくは費用として対応させることを待っている“未解決の対収益借記分 (revenue charge insuspense)”」から構成される (Paton and Littleton 1940, 25)。また、貸方を構成する持分について、Paton and Littleton（1940, 37）では、次のように説明されている。

“原価”という表現は、当初の状態であるか変換または費消された状態で

Paton and Littleton (1940) の損益計算の構造

取引で認識された収入と支出

支出 (取得価額)	収入 (売却価額)
支払手段	

収益と費用を選定

損益計算書

費用	収益に対応する支出	収益
	生産物の対価として 生じた収入	
	利益 (生産物の対価から 生じた正味の収入)	

残り

貸借対照表

支出	支払手段	収入
	未だ収益に対応して いない支出	
	生産物の対価以外の 原因で生じた収入	
	生産物の対価から 生じた正味の収入	

あるかに関わらず、通常は資産に関連付けられるものであるが、持分すなわち資産に対する請求権もまた、資産要素の会計処理に首尾一貫性を有するように記録されなければならないことを忘れてはならない。負債は、資産のように、(債務の-注、引用者)売却価格を表現し、株主持分については、少なくとも当初においては同じことが言える。換言すると、記録された原価の基準は、貸借対照表の両サイドに適用できるのである。

この引用が示すように、負債および当初の株主持分は、売却価格で記録される。つまり、借用証書による資金調達を行う場合は借用証書、社債発行による資金調達を行う場合は社債、株式発行による資金調達を行う場合は株式を取引相手（債権者または株主）に売却する（引き渡す）ことと引き換えに得た収入で負債および株主持分が認識される。それゆえ、貸借対照表の貸方は、債権者や投資家に対して債権や株式を売却することで得た収入（生産物の対価以外の原因で生じた収入）と生産物の対価から生じた正味の収入から構成される。なお、説明するまでもないことかもしれないが、株主持分は、株式を売却することで得た収入（払込資本）と生産物の対価から生じた正味の収入（留保利益）から構成される。

このように、Paton and Littleton (1940)における貸借対照表の借方項目は支払手段と支出を表し、貸方項目は収入を表すという性質を有している。この性質が、のれんの会計処理にも一貫している。Paton and Littleton (1940, 92)では、のれんの当初認識について、次のように説明している。

のれん(goodwill)、すなわちその他の全般的無形資産(general intangibles)の認識可能な原価は、主として、ある継続企業が全体として取得された時に生じる。ある企業が卓越した収益力、すなわち、将来の取得者の観点から計算される現存する有形の資源に対する正常もしくはは代表的な(representive)利益率以上に稼得する能力を有しており、そのような卓越性が、特許権やフランチャイズに代表される特定の独占的な権利(monopolistic grants)によって説明し得ない場合、その事業(concern)はのれん、すなわち全体的無形資産価値を所有していると言っても良い。このような状況下で所有権の移転が公然と行われる場合、取得者によって支払われた金額、すなわち現金もしくは現金等価額に基づく(on a cash or equivalent basis)金額が、取得した有形要素に配分可能な総額を超える金額が、のれんの原価として認識可能なものとなる。

要するに、取得企業が被取得企業の株主に対して支払った金額が、被取得企業の識別可能資産の総額を超えている場合、その超過額が買入のれんとして認識される。ここで問題となるのが、「現金もしくは現金等価額に基づく金額」がどのような金額を意味しているかである。Hatfield (1909)においても、このことが問題となっていたが、取得企業が現金を対価として他の企業を取得する場合は、買入のれんの当初認識において、特に問題が生じることはない。問題は、取得企業の株式を対価として他の企業を取得する場合に、買入のれんがどのように認識されるかである。

取得側の株式を対価として、財またはサービスを取得する場合の会計処理について、Paton and Littleton (1940, 27-28)では、次のように説明されている。

財またはサービスを取得する際に使用される対価が取得企業の株式である場合、原価は、しばしば過大評価され、時に目に余る。額面金額も表示金額 (stated value) も実際の原価を表現していると推測することはできない。そのような状況における実際原価の適切な尺度は、その証券の発行から得られたであろう現金の金額である。ある場合には、現金原価は、財またはサービスに対して株式が発行されたのとほぼ同じ時点で、同じ株式が現金と引き換えに発行された際の現金価格を確かめることによって見出されるかもしれない。時には、上場市場価値がその手がかりを与える。

この引用が示すように、取得側の株式を対価として、財またはサービスを取得する場合、原則として、その対価である株式を売却することで得られる現金金額が取得した財またはサービスの原価となる。企業の取得は、財またはサービスの集合体を取得することであるため、この会計処理は企業の取得においても適用され、買入のれんもまた、その対価である株式を売却することで得られる現金額によって当初認識が行われる。

Paton and Littleton (1940)における買入のれんの当初認識は、現金を対価と

した場合においても、株式を対価とした場合においても、同じ評価プロセスが適用される。すなわち、現金あるいは株式の売却時価であるCと諸資産の金額であるAとの差額として、買入のれんの金額であるBが決定される。つまり、対価が現金であろうが株式であろうが、取得に要した対価が取得した財の価値を決定するという関係にある。

(諸資産) A (現金) C
(買入のれん) B

(諸資産) A (資本金) C
(買入のれん) B

なお、当初認識後の買入のれんの会計処理について、Paton and Littleton (1940, 92-93) では、次のように説明されている。

法人税法行政においては、のれんの原価は償却しないという立場がとられてきた。この立場は不健全である。ある継続企業の取得価格に含まれるのれんの原価は、本質的には、推定超過収益力、すなわち、有形の資源から生じる正常利益率を超えると予想される純利益の金額の割引現在価値である。それゆえ、買入のれんは、のちに実現すると予測される利益に対する借記分を事前に認識したものである。のれんに対する支出額は、事前に対価が支払われていない利益を測定するために、のれんに対する支払いが行われた際に暗黙的に計算された期間における収益に対する借記分として吸収されなければならない。この結論は、われわれが参照し得るビジネスの歴史において、異常収益力が無限に持続することはあり得ないという十分な証拠が存在するという事実によって支持されている。超過収益力に対する投資は、一時的な投資、すなわち数年内に回収されなければならない投

資と解釈されなければならない。

たとえ、利益の超過の程度が予想された期間を超える場合であっても、その後の収益力が、企業が取得された時に存在する事実や状況に依存するものであるという事実を証明する方法がないという根拠に基づいて、当初の計算に従って、のれんの原価を償却することが一般的に正当化される。当初の予測以上に成功した場合、それをのれんの原価とは全く無関係の新たな情勢によるものと仮定することは容易であり、また、おそらく合理的である。

つまり、当初認識後ののれんは、企業を取得する際に見積もられた超過収益力の継続期間を耐用年数として償却を行い、その期間に費用として配分される。ただし、Paton and Littleton (1940, 95) において、「いかなる種類の原価要素も、その意義が失われたという決定的かつ客観的な証拠が存在する場合は、将来の収益に対する借記分として帳簿にとどめておくことはできない。」と主張される。それゆえ、企業結合がもはや超過収益力を生んでいないことが明らかである場合、買入のれんを資産計上しておくことは許されず、その全額が資産から控除される。このような買入のれんの減損を認識する場合、「損失が決定的に当期に生じているのであれば、総収益ではなく、純利益からの差し引き分として報告され」(Paton and Littleton 1940, 95)、他方、「その損失が明らかに前期において“発生して”いたにも関わらず、当期に実現した場合、その全額あるいは一部を利益剰余金に配分することが論理的である。」(Paton and Littleton 1940, 96) と主張される。このように、買入のれんの減損が明らかになった場合、その時点で買入のれんの帳簿価額の全額を、当期に発生した損失として認識するか、前期に発生していた損失として過年度の利益修正項目として利益剰余金からの控除項目として認識するか、あるいは当期の損失と利益剰余金とに配分して認識するかのいずれかの方法が採用される。つまり、次のような会計処理が行われる。

償却時:

(買入のれん償却) XXX (買入のれん) XXX

減損が明らかである場合:

(減損損失) XXX (買入のれん) XXX

or

(利益剰余金) XXX (買入のれん) XXX

or

(減損損失) XXX (買入のれん) XXX

(利益剰余金) XXX

Paton and Littleton (1940) に示された買入のれんの会計処理において、価値を見積もる手続きが採用される余地はない。それは、Paton and Littleton (1940) における買入のれんが、未だ収益に対応していない支出として説明されるからである。買入のれんを将来の超過収益額に対する前払分と捉える以上、将来における超過収益額の認識に応じて配分(償却)していくことが求められる。仮に、このような超過収益額が生じていないことが明らかになった場合、将来の超過収益額に対する前払分という意義は失われているため、全額を損失、利益剰余金からの控除分あるいはその両方として認識する。ここに、買入のれんの価値を見積もる手続きが採用される余地はない。

5. 結 論

本論文の課題は、1930年代における会計イノベーション(資産負債アプローチから収益費用アプローチへの移行)が、会計情報の質にどのような差異をもたらしたかを明らかにすることであった。そして、本論文では、前者を代表するものとして Hatfield (1909) を分析し、後者を代表するものとして Paton and Littleton (1940) を分析した。これらの分析により、次の2点を明らかにすることができた。

第一に、これは、Basu and Waymire (2010) において Dichev (2008) を引用して指摘されたことでもあるが、1930年代の会計イノベーションは、企業のビジネスモデルの検証を可能にする利益情報を提供するという情報の質の変化をもたらした。Hatfield (1909) では、資産評価を通じて行うという利益計算の構造が採られる。例えば、商品は時価で評価され、そのような時価評価を通じて認識された純資産の増加分(時価評価益)が利益を構成する。他方、Paton and Littleton (1940) では、企業の生産物の対価として収入が生じた時点で収益を認識し、これに対応する支出費用として認識し、これらの差額として利益を計算するという利益計算の構造が採られる。それゆえ、資産負債アプローチでは、企業の生産物を販売することなく、保有しているだけの状態でも、期末時価によって企業の成果が見積もられ、時価評価差額としての利益が認識されるのに対して、収益費用アプローチでは、実際の取引によって企業の生産物の対価として収入が生じない限り、利益は認識されない。Basu and Waymire (2010) や Dichev (2008) が指摘するように、企業が提供するものを買ひ、支払いを行うことによって、企業のビジネスモデルの究極的な検証を行うのは顧客であるため、顧客への販売が企業のビジネスモデルの決定的な検証となる。このことから、1930年代における会計イノベーションは、ビジネスモデルの検証を可能にする利益情報が提供されるようになったという変化をもたらしたといえる。

第二に、1930年代の会計イノベーションは、資産評価において価値の見積が排除されるという変化をもたらした。Hatfield (1909) に示される利益計算の構造上、資産の価値を見積もることが必要となる。これは、当時において度々その過大評価が問題となっていた買入のれんについても同様で、Hatfield (1909) に示される買入のれんの会計処理においては、当初認識時および当初認識後のいずれにおいても、(1)毎年の超過利益額、(2)超過利益が他の企業で機能する可能性、および(3)超過利益の継続期間をインプットとした買入のれん価値の見積が大きな役割を果たしている。他方、Paton and Littleton (1940) に示

される買入のれんの会計処理においては、将来の超過収益額に対する前払分として、その支出額の当初認識を行い、その後は取得時に見積もられた超過収益力の持続期間に支出額が配分され、仮に超過収益力が存在しないことが明らかになった場合はその全額が損失として認識される。この会計処理において、価値を見積もる手続きが採用される余地はない。それゆえ、1930年代における会計イノベーションは、資産評価において価値の見積の排除という変化をもたらした。

ところで、これらの情報は、金融危機を未然に防ぐ機能を有していると考えられる。企業のビジネスモデルの検証を可能にする利益情報は、投資家が企業価値を推定することに役立つという意味で、企業価値の過大評価を防止する機能を有している。また、資産評価から価値の見積を排除することは、資産の過大評価を防止する機能を有している。様々なインプットによって過大評価された複合金融商品を発端とした金融危機は記憶に新しい。このような価値の推定を許容する資産負債アプローチが、1929年のウォール街大暴落と2008年のリーマン・ショックの前に主張されていたことは非常に興味深い。資産負債アプローチにおける価値の推定プロセスは、金融危機を引き起こす資産の過大評価に大いに貢献しているのではないだろうか。

参 考 文 献

- Baker, C. R. 2017. "The influence of accounting theory on the FASB conceptual framework," *Accounting Historians Journal*, 44(2) : 109-124.
- Ball, R. 1989. "The firm as a specialist contracting intermediary : Application to accounting and auditing," unpublished working paper, University of Rochester.
- Basu, S. and G. B. Waymire. 2010. "Sprouse's What-You-May-Call-Its : Fundamental Insight or Monumental Mistake?," *Accounting Historians Journal*, 37(1) : 121-148.
- Coase, R. H. 1937. "The contractual nature of the firm," *Economica*, 4 : 386-405.
- Dichev, I. D. 2008. "On the balance sheet-based model of financial reporting," *Accounting Horizons*, 22(4) : 453-470.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1974. *Statement of Financial Accounting Standards No. 2 : Accounting for Research and Development Costs*, Financial Accounting

- Standards Board.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1975. *Statement of Financial Accounting Standards No. 5 : Accounting for Contingencies*, Financial Accounting Standards Board.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1976. *FASB Discussion Memorandum : An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting : Elements of Financial Statements and Their Measurement*, Financial Accounting Standards Board.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1977. *Statement of Financial Accounting Standatds No. 15 : Accounting by Debtors and Creditors for Troubled Debt Restructurings*, Financial Accounting Standards Board.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1985. *Statement of Financial Accountin Concepts No. 6 : Elements of Financial Statements*, Financial Accounting Standards Board.
- Graham, B. and D. L. Dodd. 1934. *Security Analysis*, McGraw-Hill.
- Hatfield, H. R. 1909. *Modern Accounting : Its Principles and Some of Its Problems*, Appreton & Co.
- Hayek, F. A. 1945. "The use of knowledge in society," *The American Economic Review*, 35(4) : 519-530.
- Hayek, 1968. "Competition as a discovery procedure," in *New Studies in Philosophy, Politics, Economics, and the History of Ideas*, University of Chicago Press : 179-190.
- Hommel, M. and S. Schmitz. 2013. "Insights on German accounting theory," In *Accounting and Business Economics : Insights from National Traditions*, edited by Biondi, Y. and S. Zambon, 331-361.
- Horngren, C. T. 1955. "Security Analysts and the Price Level," *The Accounting Review*, 30(4) : 575-581.
- Ijiri, Y. 1975. *Theory of Accounting Measurement : Studies in Accounting Research #10*, American Accounting Association.
- Littleton, A. C. 1929. "Price and value in accounting," *The Accounting Review*, 4(3) : 149-159.
- Mises, L. 1949. *Human Action : The Scholar's Edition*, The Ludwig von Mises Institute.
- Paton, W. A. 1922. *Accounting Theory : With Special Reference on the Corporate Enterprise*, The Ronald Press Company.
- Paton, W. A. and A. C. Littleton. 1940. *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association.
- Previts, G. J. and B. D. Merino. 1998. *A History of Accountancy in the United States : The Cultural Significance of Accounting*, Ohio State University Press.
- Richard, J. 2005. "The concept of fair value in French and German accounting regulation from

- 1673 to 1914 and its consequences for the interpretation of stages of development of capitalist accounting,” *Critical Perspectives on Accounting* 16(6) : 825-850.
- Schamalenbach, E. 1919. “Grundlagen der dynamischen Bilanztheorie (Foundations of dynamic accounting),” *Zeitschrift für handelswissenschaftliche, Forschung* 13 : 1-101.
- Securities and Exchange Commission (SEC). 2003. *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, Securities and Exchange Commission. (Available at <https://www.sec.gov/news/studies/principlesbasedstand.htm>)
- Smith, A. 1776. *An Inquiry into the Nature and Causes of The Wealth of Nations*, University of Chicago Press.
- Sprague, C. 1908. *The Philosophy of Accounts*, Sprague.
- Sprouse, R. T. 1966. “Accounting for what-you-may-call-its,” *Journal of Accountancy*, 122(4) : 45-53.
- Storey, R. K. and S. Storey. 1998. *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, Financial Accounting Standards Board.
- Zeff, S. A. 2005. “The evolution of U. S. GAAP: The political forces behind professional standards,” *The CPA Journal*, 75(2) : 18-29.
- 伊藤邦雄. 2018. 「監訳者はしがき」 in バルーク・レブ and フェン・ゲー (伊藤邦雄 監訳). 『会計の再生：21世紀の投資家・経営者のための対話革命』中央経済社. (原書：B. Lev and F. Gu. 2016. *The End of Accounting and The Path Forward for Investors and Managers*. John Wiley and Sons, Inc.)
- 桑原正之. 2008. 『アメリカ会計理論発達史：資本主義理論と近代会計学の成立』中央経済社.
- 拙稿. 2016. 「原価主義と S&L 危機の検討」『会計』190(2) : 83-95.

本論文は、平成 29 年度松山大学特別研究助成の成果である。